

伊勢原市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が、修学や疾病などの事由により生活援助若しくは子育て支援が必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という。）を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する女子が現に20歳未満の児童を扶養している家庭をいう。
- (2) 父子家庭 法第6条第2項に規定する男子が現に20歳未満の児童を扶養している家庭をいう。
- (3) 寡婦 法第6条第1項に規定する女子で、現に20歳未満の児童を扶養していないもの又は40歳以上の配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養していないもの

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、伊勢原市とする。ただし、事業の実施については、公益法人等（以下「委託事業者」という。）に委託して行うことができるものとする。

(派遣対象)

第4条 家庭生活支援員の派遣対象は、次に掲げる伊勢原市に居住するひとり親家庭等とする。

- (1) 技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助若しくは子育て支援が必要な家庭又は生活環境等が激変し、日常生活を営む上で特に大きな支障が生じている家庭等
- (2) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しており、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助又は子育て支援が必要な家庭

(家庭生活支援員の選定)

第5条 市長は、次の要件を備えている者のうちから家庭生活支援員を選定するものとする。

- (1) 生活援助業務は、生活援助の実施に必要な資格として市長が認めた資格を有する者又は生活援助の実施に必要な研修として市長が認めた研修を修了した者
- (2) 子育て支援業務は、保育士の資格を有する者及び厚生労働省が定める一定の研修（厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課通知平成26年9月30日付雇児福発0930第6号別紙1に掲げるものをいう。）を修了した者又はこれと同等の研修を

修了した者として市長が認めた者
(家庭生活支援員の業務)

第6条 家庭生活支援員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携帯しなければならない。

2 家庭生活支援員が行う支援の種類は、生活援助と子育て支援とし、次に掲げるもののうち、必要と認められる業務を行うものとする。

- (1) 乳幼児の保育
- (2) 児童の生活指導
- (3) 食事の世話
- (4) 住居の掃除
- (5) 身の回りの世話
- (6) 生活必需品等の買物
- (7) 医療機関等との連絡
- (8) その他必要な用務

3 家庭生活支援員は、次の各号に掲げる支援の区分に応じ、当該各号に定める場所において支援を行うものとする。

- (1) 生活支援 被生活援助者の居宅
- (2) 子育て支援 次に掲げる場所

ア 家庭生活支援員の居宅

イ 講習会等職業訓練を受講している場所

ウ 児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所（子育て支援を受ける者の居宅を含む。）

(家庭生活支援員の派遣)

第7条 家庭生活支援員の派遣を受けようとする者は、家庭生活支援員派遣（変更）申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、家庭生活支援員の派遣の要否を決定し、家庭生活支援員派遣決定（変更）通知書（第2号様式）又は家庭生活支援員派遣却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、実施に当たり、家庭生活支援員の派遣の調整等を行うコーディネーターを配置し、家庭生活支援員を派遣するときは、派遣日程を定め、適宜適切な派遣の実施を図るものとする。

(家庭生活支援員に対する派遣手当の支給)

第8条 家庭生活支援員に対する派遣手当の支給については、次のとおりとする。

1 家庭生活支援員に対する派遣手当の額については、別表第1に定めるものとする。

2 家庭生活支援員が委託事業者を介さずに前項の派遣手当を請求する場合は、家庭生活支援員派遣手当請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(費用の負担)

第9条 家庭生活支援員の派遣を受けた世帯（以下「利用者」という。）は、原則として別表第2のひとり親家庭等日常生活支援事業費用負担基準額により費用を負担するものとする。

ただし、児童扶養手当支給水準の世帯として取り扱う者の所得の計算に当たっては、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例によるものとし、児童扶養手当法施行令第6条の7の規定は適用しないものとする。

（費用の納付等）

第10条 市長は、前条に規定する費用負担の額を決定したときは、家庭生活支援員派遣費用負担金（額変更）決定通知書（第5号様式）により利用者に通知するものとする。

2 利用者は、毎月末日（ただし、12月については25日）までに前月分の費用負担金を納付するものとする。

（守秘義務等）

第11条 家庭生活支援員は、ひとり親家庭等の母又は父若しくはその扶養する児童又は寡婦若しくはその扶養する子の人格を尊重して支援業務を行い、当該家庭に関して職務上知り得た秘密を守らなければならない。

（関係機関との協力）

第12条 市長は、この事業の実施に当たっては、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員その他関係機関と連絡を密にし、協力を得るものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか母子家庭等日常生活支援事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 平成15年度において家庭生活支援員として認定する者については、第4条第1項に規定する要件を備えているものとみなす。

附 則

この告示は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月28日告示第129号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日告示第50号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年12月28日告示第154号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日告示第71号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第28号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月24日告示第230号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第8条関係）

家庭生活支援員に対する派遣手当

支援の実施内容	派遣する時間帯別の派遣手当単価	
	午前9時～午後6時	午後6時～翌日午前9時
生活援助	1単位 1,860円	1単位 2,320円
子育て支援	1単位 900円	1単位 1,120円

備考1 支援の実施単位は、1時間を1単位とする。

備考2 子育て支援については、深夜から引き続き早朝（午後10時～翌日の午前6時）まで預かりを実施した場合には、宿泊として取り扱うものとし、この場合の派遣手当は、宿泊した児童の数に4,480円を乗じて得た額とする。

備考3 家庭生活支援員の居宅での子育て支援の派遣手当については、同一世帯の複数の児童の子育て支援を行う場合、2人目以降の児童1人につき児童1人の場合の1単位の派遣手当単価に0.5を乗じて得た額とする。

備考4 講習会等職業訓練を受講している場所または児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所での子育て支援の派遣手当については、児童の数にかかわらず、家庭生活支援員1人につき、児童1人の場合の1単位の派遣手当単価に、1.5を乗じて得た額とする。

備考5 派遣先から次の派遣先への移動分については、生活援助の1単位の派遣手当単価に次の各号に掲げる時間に応じ、当該各号に掲げる数字を乗じて得た額とする。

- (1) 30分未満は「0」
- (2) 30分以上1時間未満は「0.5」
- (3) 1時間以上は「1」

別表第2（第9条関係）

ひとり親家庭等日常生活支援事業費用負担基準額

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間当たり）	
	生活援助	子育て支援
生活保護世帯及び 市町村民税非課税世帯	なし	なし
児童扶養手当支給水準の世帯	150円	70円
前記以外の世帯	300円	150円

備考1 宿泊した場合の利用者負担額は8時間分とし、児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額を加算する。

備考2 児童数に応じた利用者負担額とし、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額を加算する。

備考3 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

備考4 市町村民税非課税世帯については、伊勢原市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する実施要綱（平成27年伊勢原市告示第50号）第4条に定める者で、申請に基づき、市町村民税の額を地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号の規定の例により算定した場合において、市町村民税が非課税となる世帯も含むものとする。

第1号様式（第7条関係）

家庭生活支援員派遣（変更）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者住所

氏名

個人番号

--

次のとおり家庭生活支援員を派遣（変更）されるよう申請します。

派遣希望者氏名	本人 (歳) 子 (歳)
住 所	
電 話 番 号	()
派遣を希望する理由 (疾病名等)	
派遣を希望する期間	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで (日 時間)
支 援 の 内 容	1 生活援助 2 子育て支援
支援の実施場所	1 被生活援助者の居宅 2 家庭生活支援員の居宅 3 その他
世 帯 の 区 分	1 生活保護世帯及び市民税非課税世帯 2 児童扶養手当支給水準の世帯 3 その他の世帯
備 考	

〈市民税額の確認について〉

今回の申請に係る利用者負担額決定のために必要があるときは、私及び私の世帯の市民税の課税状況について、事業担当課長が税務関係当局に調査・報告を求めることに同意します。

氏名：

第2号様式（第7条関係）

家庭生活支援員派遣決定（変更）通知書

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のありました家庭生活支援員の派遣について、次のとおり決定（変更）したので通知します。

派遣対象者氏名	本人 (歳) 子 (歳)
住 所	
電 話 番 号	()
家庭生活支援員の派遣期間	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで (日 時間)
支 援 の 内 容	1 生活援助 2 子育て支援
支援の実施場所	1 被生活援助者の居宅 2 家庭生活支援員の居宅 3 その他
費 用 負 担 額	1 時間当たり 円
家庭生活支援員住所氏名	
備 考	

備考 この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分を知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。また、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

(事務担当は、)

第3号様式（第7条関係）

家庭生活支援員派遣却下通知書

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のあった家庭生活支援員の派遣については、次の理由により派遣できないので通知します。

理 由

備考 この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分を知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。また、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

（事務担当は、 ）

第4号様式（第8条関係）

家庭生活支援員派遣手当請求書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月分の家庭生活支援員派遣手当として
(内訳は、別紙「家庭生活支援員活動記録簿」のとおり相違ありません。)

上記のとおり、請求します。

氏 名			
住 所			
口座 振 込 先	金融機関名	銀行名等	支店・支所名
		銀行 信用金庫 農 協	支店 支所
	預金口座名義人	フリガナ	
	口座番号	普通	

年 月 日

伊勢原市長 殿

請求者署名 _____ 印

家庭生活支援員活動記録簿

家庭生活支援員氏名	
-----------	--

利用者氏名	
-------	--

派遣日	派遣時間	派遣支援単位	利用者確認欄	支援内容の別及び備考
年 月 日	時 分から 時 分まで	単位		生活支援/子育て支援
年 月 日	時 分から 時 分まで	単位		生活支援/子育て支援
年 月 日	時 分から 時 分まで	単位		生活支援/子育て支援
年 月 日	時 分から 時 分まで	単位		生活支援/子育て支援
年 月 日	時 分から 時 分まで	単位		生活支援/子育て支援
年 月 日	時 分から 時 分まで	単位		生活支援/子育て支援
年 月 日	時 分から 時 分まで	単位		生活支援/子育て支援
年 月 日	時 分から 時 分まで	単位		生活支援/子育て支援

年 月分家庭生活支援員派遣実績

	派遣理由	
	生活援助	子育て支援
派遣支援単位 (A)	単位	単位
派遣手当単価 (B)	円	円
派遣手当額 (A×B)	円	円

第5号様式（第10条関係）

家庭生活支援員派遣費用負担金（額変更）決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで決定通知した家庭生活支援員の派遣に係る 月分
費用負担金について、次のとおり決定（額変更）したので、別添の納入通知書により納付
してください。

派遣対象者氏名	本人 (歳) 子 (歳)
家庭生活支援員 の派遣期間	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで (日 時間)
費用負担額	_____ 円 (計算式) 派遣時間数 × 1時間当たりの+加算分 = _____ 円 利用者負担金
備考	

備考 この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分を知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。また、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

(事務担当は、)